

令和7年4月利用開始

公設学童クラブの

利用申し込みを受け付けます



◆対象

市内小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生

◆受付期間

12月2日(月)～27日(金) (土日を除く)

※期限後に提出した場合は、期間内に提出した方を優先して審査します。

◆申込方法

申込書類に必要事項を記入し、保育ができないことを証明する書類等(就労証明書等)を添付の上、保育課へ持参または郵送(必着)。

申込書類は、同課窓口またはウェブページから入手。

※全ての書類が揃うまで受け付けできません。就労証明書等の取得に日数を要する

場合がありますので、お早めに書類の入手をお願いします。

◆利用期間・利用時間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) (日曜日・休日・年末年始を除く)

- ・平日
放課後～18時30分
- ・土曜日、長期休業日
7時30分～18時30分

◆クラブ名・定員

- ・せんだん学童クラブ 50人
(茂原小学校敷地内)
- ・東郷第1学童クラブ 40人
(東郷福祉センター内)
- ・東郷第2学童クラブ 50人
(旧東郷地区集会所)
- ・二宮学童クラブ 35人
(二宮小学校内)
- ・中の島学童クラブ 70人
(中の島小学校内)

※東郷第1学童クラブは3年生以上、第2学童クラブは1・2年生が利用
※申し込みが定員を超えた場合は選考

◆利用料

月額8千円(通常月)
※長期休業日を含む月は通常月の利用料より高くなります。別途おやつ代等がかかります。

※令和6年度市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費等助成を受給している世帯)、同一世帯で2人以上利用する世帯の2人目以降は半額、生活保護世帯は無料になります。

問合せ

〒297-8511

茂原市道表1

保育課(8階)

☎(36)5656 FAX(20)1606

11月は「児童虐待防止推進月間」です

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が一貫して増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たず、多くのかけがえのない子どもたちの命が失われています。

こども家庭庁では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、広報・啓発活動を実施しています。

◆これらは「児童虐待」にあたります

【身体的虐待】

- ・殴る・蹴る・投げ落とす
- ・激しく揺さぶる など

【性的虐待】

- ・子どもへの性的行為
- ・性的行為を見せる など

【ネグレクト】

- ・食事を与えない
- ・ひどく不潔にする など

【心理的虐待】

- ・言葉による脅し・無視
- ・きょうだい間での差別的扱い
- ・子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう など

◆子育てがづらい、悩みを抱えているあなたへ

子育てに不安や悩みを抱えていたり、つらいと感じていたら、子育て相談窓口の利用や支援を受けることも必要です。解決策をあなたと共に考えます。

◆「自分は虐待を受けているかもしれない…」と感じている子ども・若者の皆さんへ

信頼できる大人に相談してみませんか？周りに相談できる大人がいないうち、どうしてよいか分からないときは、連絡してください。

◆令和6年度

児童虐待防止推進月間の標語
「189 いちはやく 気づいてあげて そのサイン」

【相談窓口】

児童相談所虐待対応ダイヤル
☎189 (通話料無料、24時間365日対応)

子育て支援課

こども家庭センター(8階)
☎(20)1573 FAX(20)1606
児童家庭支援センター
こどものひなた

☎(36)6226

✉kodomo@hinata.support